

令和 7 年 第 10 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 7 年 10 月 17 日(金)

ところ 東大阪市役所 22 階 会議室 1・2

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 38 号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 39 号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 40 号
引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 41 号
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 報告第 42 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 6 | 報告第 43 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 7 | 議案第 15 号
農地法第 3 条による許可申請の件 |
| 日程第 8 | 議案第 16 号
農地法第 5 条による許可申請の件 |
| 日程第 9 | 議案第 17 号
農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件 |
| 日程第 10 | 議案第 18 号
開発行為の許可申請に対する意見具申の件 |

出席委員	16 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	2 名
事務局	2 名

開会 午後 2 時 00 分

【事務局】

それではですね、お時間となりましたので、農業委員会総会を開会させていただきたいと思
います。会長よろしくお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、令和7年第10回農業委員会総会を
開催いたしましたところ、公私何かとご多用にも関わりませずご出席いただきまして、あり
がとうございます。お忙しい中秋祭りも始まっております。大変お忙しい中ご苦勞様でござ
います。

それではこれより、総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていた
だきます。何卒議事が円滑に参りますよう、よろしくお願いいたします。失礼ではでございま
すが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は、18名中16名、16名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方が示してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、5番、平尾吉伸委員、6番、古川勇委員 の両委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは審議に入らせていただきます。

総会議案、日程第1、報告第38号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件
を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第1、報告第38号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。番号1、
被相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。相続開始年月日、令和〇年〇月の〇日、相続人住
所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、
登記面積が〇〇㎡、適用面積が〇〇㎡でございます。相続登記が未登記でございます。評価
証明書、法定相続情報等戸籍謄本、遺産分割協議書、生産緑地地区の指定確認をしておりま
す。その他〇筆、令和〇年〇月の〇日証明。他〇件でございます。

【議長】

はい。1 番から 3 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

【林委員】

2 番目のね。

【議長】

はい。

【林委員】

〇〇の、〇〇さんのこの件ですけども。地積図と現況とがちょっと違うような感じがしたんですけども。適用面積も〇〇と登記面積〇〇となっていますけど、これの説明お願いできますか。

【事務局】

はい、議長よろしいでしょうか。

【議長】

はい。

【事務局】

はい。登記面積ですね。登記簿上の面積が〇〇㎡でございますが、その中で相続税の納税猶予が適用となっている面積が〇〇㎡ということでございます。以上です。

【林委員】

ということは、1 枚の登記面積の図面を分割して、私はあまりこれ知らないんですけども、納税猶予の申請が可能なわけですか。

【事務局】

はい。登記簿上の面積丸々一筆っていうことではなくて、その中の生産緑地となっておる部分について適用面積を、記載をさせていただいております。委員ご指摘の通り、一筆の中で生産緑地とそうでない部分について分割した形での適用が可能でございます。

【林委員】

あ、適用可能なんですね。じゃ、その線引きはどうするんですか。〇〇の。

【事務局】

はい。よろしいでしょうか。

都市計画の方で生産緑地地区の指定を確認しておるということで丸印をつけさせていただいておるんですけれども、そもそも生産緑地として指定されたときにこの面積で指定されているというところでございます。

【議長】

よろしいですか。

【林委員】

いや、知識ないのがよくわかりました、私が。

一筆の土地で分割して、なんていうんですか、生産緑地と分けることができるやなんて、うん、そんなんでできるんですか。

【事務局】

はい、議長。はい、生産緑地の、これの指定としてはそういう形で上がってきておりますので、生産緑地をどういう形で指定するかというのはもう都市計画室の方の所管になりますけれども。資料としますか、生産緑地地区指定確認の方にはそのようになっておりますので、そういった形で、相続税の納税猶予が適用されておるものでございます。以上です。

【林委員】

わからんけどわかりました。

【議長】

はい。他にございませんか。

はい。他にないものと認め、日程第 1、報告第 38 号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は、了承することに決めます。

日程第 2 に入らせていただきます。

日程第 2、報告第 39 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第 2、報告第 39 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件、番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇。相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。特例適用農地所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡、適用面積も同じく〇〇㎡でございます。租税特別措置法第 70 条の 6 の第 1 項の適用の農地でございます。他〇筆でございます。令和〇年〇月の〇日証明。他〇件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 8 番ですね、1 番から 8 番の専決事項について、異議ありませんか。

<異議なしの声>

【議長】

ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 2、報告第 39 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 3 に入らせていただきます。

日程第 3 報告第 40 号、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第 3、報告第 40 号、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇。相続開始年月日、令和〇年〇月の〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人の氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡と、適用面積が同じく〇〇㎡でございます。租税特別措置法の第 70 条の 6 の 4 第 1 項の農園用地貸付でございます。令和〇年〇月の〇日証明。

こちらの方のものにつきまして、簡単にちょっとご説明をさせていただきます。

引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明でございますが、こちらの方は東大阪市が、農地の所有者から生産緑地を無償で借りて、福祉農園を開設しているものでございます。当該農地の貸し借りの根拠につきましては、特定農地貸付法でございます。この場合は租税特別措置法における農園用地貸付としまして、相続税の納税猶予の対象となるもので

ございます。以上です。

【議長】

はい。これですね、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の、これについて専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 3、報告第 40 号、引き続き認定都市農地貸付等行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 4 に入らせていただきます。

日程第 4、報告第 41 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 4、報告第 41 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。番号 1、買取申出をする者、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由の生じた者、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日、申出事由は〇〇、物件の表示でございますが、所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が、〇〇㎡、添付資料としまして、土地の謄本と相続関係をあらわす資料、それから付近の見取り図が添付されております。令和〇年〇月の〇日証明。他〇件でございます。

【議長】

はい。1 番から 3 番、3 番ですね、1 番から 3 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 4、報告第 41 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 5 に入らせていただきます。

日程第 5 報告第 42 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい議長。

日程第 5、報告第 42 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。番号 1、〇〇〇〇、〇〇〇〇他〇名。他〇名でございますが、備考欄に共有者として、〇〇〇〇さんを書かせていただいております。所在地が、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的は〇〇〇〇でございます。用途地域は〇〇地域でございます。他〇件でございます。

【議長】

はい。

【林委員】

はい。

【議長】

はい。

【林委員】

番号〇。畑で今これ〇〇㎡を、使われているという前提ですよね。これを〇〇に用途変更するという申請ですよね、これは。え、違います。

【事務局】

はい。議長。委員お見込みの通りでございますが、この番号〇につきましては、すでに〇〇として利用されておられるところございまして、追認の案件というふうになってございます。以上です。

【林委員】

追認の案件というのは、可能なんですか。こちらで決めて、認可した上で、転用するのが原則ですよね。

【事務局】

はい、議長。すいません。追認案件ということでございますので、すでに、これ市街化区域内の農地でございます。すでに農地転用をされない状態で、〇〇としてお使いになっておられた部分につきまして、今般、農地法の4条に基づく届出をされたというところでございます。

【林委員】

そしたら、はっきり言うたら、やりたい放題ですか。

【事務局】

はい、議長。実際所有者が変わらずそういったことをされておられるというところは、農業委員会事務局としまして、実態が掴みきれない部分でございます。ただ、登記等動かすときにやっぱりそういった転用届っていうのをきちんとやっておかないとできませんので、そういった際にきちんと一旦届出をしてくださいというようなところについては、今回出てきているようなこともあろうかとは思いますが、

【林委員】

この形状からしたら、〇〇の形状からしてみたら、1年2年のような、状態ではないですよ。相当前から〇〇〇〇として使われてるような状況ですね。それを把握されて市が把握されて、勧告して、今回、農地転用しなさいよという指導されたという経過でよろしいですか。

【事務局】

はい、議長。いえ、市の方からとか、農業委員会事務局の方から何か勧告をしたとか、いうことではございません。申請者の〇〇様の方から、農地法の4条の、ま、追認にはなりますけれども、申請といえますか届出をされたということでございます。

【林委員】

なんかおかしいですよ。

【議長】

よろしいですか。

【林委員】

え、おかしいと思うけども、皆さん、それはそうおっしゃるんやったら結構です。それで、はい。

【議長】

はい。他にございませんか。はい。他にございませんね。

日程第 5、報告第 42 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することとします。

日程第 6 に入らせていただきます。

日程第 6、報告第 43 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい議長。

日程第 6、報告第 43 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件。番号 1、譲受人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇他〇名。他〇名につきましては、備考欄に〇〇〇〇様を書かせていただいております。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。転用の目的が〇〇〇〇、用途地域が〇〇〇〇でございます。令和〇年〇月の〇日に生産緑地が解除されております。以上です。

【議長】

はい。この 1 番の専決事項について、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 6、報告第 43 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 7 に入らせていただきます。

日程第 7、議案第 15 号、農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 7、議案第 15 号、農地法第 3 条による許可申請の件。番号 1、譲受人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡他〇筆でございます。

申請の事由といたしましては、農業経営の拡大。譲受人の耕作面積でございますが、〇〇㎡でございます。以上です。

【議長】

この件につきまして続けて、事務局に説明願います。

【事務局】

はい、議長。番号1についてご説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的としました、売買による所有権の移転でございます。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権の移転につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第6号に、その要件が定められており、そのいずれかに該当すれば許可ができないというものでございます。順番にご説明をさせていただきます。

まず第1号でございますが、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行う必要がある、ということを定めております。

譲受人の世帯は、〇〇の〇〇にて、農地を〇〇㎡所有しておられ、適切に管理をしておられます。今回取得する、〇〇の農地につきましては、譲受人の世帯が、〇〇に転入して耕作をされるということでございます。なお、〇〇の農地につきましては、譲受人の親族が〇〇の方に住んでおられますので、その方々で引き続き耕作をされるということでございます。

続きまして、第2号でございます。農地所有適格法人以外の法人が、農地を取得する場合に関する規定が定められておりますので、本件とは関係ございません。

続きまして、第3号でございますが、信託の引き受けに関することが規定されておりますので、こちらも本件とは関係ございません。

続きまして、第4号でございますが、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可ができないという内容でございます。譲受人は、年間〇〇日以上農業に従事しているため、こちらに該当するものではございません。また、同居の親族についても〇名おられますが、全員、年間〇〇日以上農業に従事しておられます。

続きまして、第5号でございますが、取得する農地を転貸、或いは質入する場合が規定されており、本件は該当するものではございません。

続きまして第6号でございますが、譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う耕作の内容、並びにその農地の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められない、許可ができないというものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うという決意があり、申請書の記載内容及び農業委員会事務局の方で実施をさせていただきました現地調査などから、当該項目に該当するものではございません。説明につきましては以上でございます。

【議長】

はい。この件につきまして、ご審議願います。意見ありませんでしょうか。

<意見なしの声>

意見ないものと認め、日程第7、議案第15号、農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

日程第8に入らせていただきます。

日程第8、議案第16号、農地法第5条による許可申請の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第8、議案第16号、農地法第5条による許可申請の件。番号1、譲受人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇他〇名、他〇名につきましては備考欄に〇〇〇〇様を書かせていただいております。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他〇筆でございます。転用目的が〇〇〇〇、用途地域が、〇〇区域でございます。以上です。

【議長】

はい。この件について、事務局で説明願います。

【事務局】

はい、議長。すいません。先ほど地目の方は〇と申し上げましたけれども、すいません、議案書〇でございます。申し訳ございません。

それでは当議案の説明をさせていただきます。

譲受人は〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんでございます。

物件の所在が、〇〇〇〇、地目が〇、〇〇㎡他〇筆で、合計が〇〇㎡でございます。こちらの〇〇区域には地域計画の方が策定されてございません。

それでは説明をさせていただきます。

申請地は、〇〇〇〇から〇側、〇〇〇〇から〇へ〇〇メートルのところにあり、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満であることから、農地法施行規則第 46 条によりまして、2 種農地と判断をいたしました。

本件の転用目的は、〇〇〇〇でございます。転用の理由でございますが、本市〇〇〇〇で〇、〇〇、〇〇、〇〇などを営んでおられます〇〇〇〇より、申請者に対しまして、現在借りている〇〇〇〇について、賃貸人からの解約の申し入れがあり、早急に新たな〇〇〇〇が必要になったことということでございます。

〇〇さんの方は、現在、土地、〇〇〇〇を、市内で〇ヶ所、〇〇と〇〇の方で借りておられますが、それぞれ現在借りている〇〇〇〇は、近隣住民から騒音の苦情があり、早急に立ち退く必要があること、また、現在借りている〇〇〇〇につきまして、解約の申し出があつて、早急に新たな〇〇〇〇が必要になったこと、それから、公共工事の受注の拡大に伴いまして、より広い〇〇〇〇が必要になったこと等の理由がございまして、接道幅員が〇m 以上あり、また〇〇〇〇からアクセスしやすく、業務の効率化が期待でき、かつ、重機や車両の出入りがしやすい形状で、周囲に民家がない、当該農地を〇〇〇〇として使用するために購入したいという申し入れがありまして、それに応じたものでございます。

現在、譲受人が貸借している〇〇〇〇につきましては、住宅地と近接しており、近隣住民から〇〇の騒音につき、苦情がございまして、早急に代替地を見つける必要があるとのことでございます。

この状況につきましては、農業委員会事務局の方でも現地の調査をさせていただいておりまして、状況の方は確認をさせていただいております。

また、2 種農地ということでございますので、代替性が問われますが、代替地につきましては、譲受人は、現在、〇〇〇〇さんの方でございまして、土地を所有しておらず、申請地以外の事業用地を市内で選定比較いたしました。が、住宅地に近接しており、接道状況や面積、〇〇の出し入れのときの騒音などの理由から、いずれも選定地につきましては〇〇〇〇には適していないものでございました。

続きまして、転用に際しまして、盛土は必要なく、整地の上、碎石仕上げとします。雨水は公共下水道に接続排水をするものでございます。また周囲は万能堀で囲んで、周辺に影響がないようにするとのことでございます。

具体的な利用計画としましては、〇〇を〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ということでございますが、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇をそれぞれ〇〇、〇〇につきましては〇〇、〇〇としまして〇〇を置くということでございます。

本件申請につきましては、土地の選定理由書、土地の利用計画書、それから土地改良区からの意見書、開発行為に該当しないことの証明書、工事の見積書、資金計画を裏付けるための支払予定口座の写しが、併せて提出がされております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【議長】

はい。さっきのあれ。○のところ○のあるとこやな。○○の最後のとこやね。

【事務局】

はい、すいません。○○○○のところにつきまして、地目が○でございますけれども、これちょっとすいません、○というふうに読み間違えてしまいまして、正解は○でございます。申し訳ございません。

【議長】

うん。この件についてご審議願います。意見ありませんでしょうか。

<意見なしの声>

【議長】

はい。意見ないものと認め日程第 8、議案第 16 号、農地法第 5 条による許可申請の件は、許可することに決します。

日程第 9 に入らせていただきます。

日程第 9、議案第 17 号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【議長】

はい。議長。

日程第 9、議案第 17 号農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件。番号 1、申請者住所、○○○○、申請者氏名、○○○○。所在地でございますが、○○○○、地番が○○、地目が○、面積が○○㎡他○筆でございます。農業経営基盤強化促進法第 12 条の規定に基づく、認定の申請でございます。

【議長】

はい。続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

はい、議長。認定農業者の制度についてご説明をさせていただきます。

認定農業者制度につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を、市町村が認定しまして、これらの認定を受けた農業者に対して、支援の措置を講じようとするものでございます。

認定の手続きにつきましては、申請者は市町村に対して、経営規模の拡大に関する目標、それから生産方式の合理化の目標、経営管理の合理化の目標、農業従事の様態等に関する改善の目標を記載した、農業経営改善計画を提出することとなっております。

こちらの方の農業経営改善計画でございますが、今皆様の方に、横書きのこのホチキス留め2枚ですね、表になっておるんですけども、農業経営改善計画認定申請書というものをお配りをさせていただいております。お手元にご準備をいただけますでしょうか。こちらの方の資料につきましては、個人情報ですね、特に年間所得等に関する情報が記載されておりますので、会議終了後こちらの方で回収をさせていただきたいと思っております。持って帰っていただくということがないようにちょっとご留意いただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。会議終了後、机の上に置きっ放しにしてご退室いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではご説明をさせていただきます。

東大阪市の場合はこちらの方の認定申請書の方を、本市農政課の方に出していただきまして、農政課の方が受け付けをして、農業委員会の方に意見を聞くというふうになってございます。東大阪市農業経営改善計画、青年等就農計画認定要綱に基づきまして、市長部局であります農政課が当該計画を収受し、認定するということになります。その過程におきまして、要綱第5条にて、農業委員会に意見を求めることが規定をされています。申請があった農業経営改善計画につきましては、基盤法第6条に基づき、東大阪市が定めた基本構想に即した経営改善計画となっているかにつきまして、要綱第3条にてその認定要件が具体的に示されておりますので、順にご確認をさせていただきます。

まず、基本構想の目標とする労働時間でございますが、主たる従事者1人当たり2000時間程度、及び農業所得、主たる従事者1人当たり550万円程度に達すると判断される計画であることというところでございます。

こちらの方は、年間所得が現状〇〇万円。5年後の目標としまして、〇〇万円ということになっておりますので、こちらの方の基準をクリアしておるというところでございます。

続きまして、年間の労働時間でございますが、お配りしております横書きの農業経営改善計画認定申請書の1ページ目の中段右側でございます。現状が〇〇時間、5年後の目標が、〇〇時間ということでございますので、こちらの方も認定の基準をクリアしておる、動けると

いうことになってございます。

続きまして、経営規模や所得、労働時間等、自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、それから経営管理の合理化、農業従事の態様等の改正など、経営改善目標とその達成に向けた取り組みが具体化された計画であることという条件がございますが、こちらの方につきましては、1枚めくっていただきまして、2ページ目の真ん中のところですね、③となっておるところでございます。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置。現状につきましては、環境に配慮した農業生産を実施、大阪エコ農産物の取り組み。目標としまして、水稻受託面積の拡大及び野菜生産の強化。その目標、目標を達成するための解決策としまして、労力を補うための機械設備の増強というところを挙げておられます。

続きまして、経営管理の合理化に関する現状と目標・措置というところがございますが、その右隣、④のところがございます。現状としましては、直売所への出荷及び近隣農地の農作業を受託しておられるというところがございます。目標としましては、作業受託数を増やすこと、作業所受託数の増加、及び新たな販路の拡大。その目標に向けた取り組みとしまして、JAとの連携強化、育苗、地域の高齢農家との話し合い、作業受託、学校給食や食品企業などと連携を図る販路拡大というところを掲げておられます。

続きまして、⑤番でございますが、農業従事の態様の改善に関する現状と目標、措置というところがございます。現状の分析は、構成員の〇〇が高齢に伴い労力減の見込みがあるというところがございます。目標としましては、労力の確保、その掲げた目標を達成するための解決策としましては、機械の導入及び新たな雇用の人材の確保というところがございます。続きましてその右隣、⑥のところがございます。その他の農業経営の改善に関する現状と目標、措置というところがございますが、現状としまして、鳥獣被害が増えているということを挙げておられます。続きまして目標ですけれども、被害を減らすというか、鳥獣被害の削減。目標を達成するための解決策としまして、捕獲等により鳥獣被害を抑制するというところを挙げておられます。

続きまして、既定の営農類型以外の営農類型についての認定申請があった場合には、類似する営農類型に係る目標経営規模を考慮することという項目がございますが、こちらの方につきましては、挙げておられる営農類型が、〇〇とかそういったところになりますので、1枚目の一番下のところですね、1枚目の認定申請書の一番左下のところ、〇〇とか〇〇、こちらの方は、すべて規定の営農類型ということになりますので、考慮の必要がないというところがございます。

続きまして、計画の申請年度について、基本構想の目標とする所得を達成している農業者に関する計画につきましては、その内容が、申請年度以上の所得目標を掲げているもの、もしくは労働生産性の改善を図ろうとするものであることという項目がございますが、申請年度の所得が〇〇万円でございます。目標とする所得が〇〇万円となっておりますので、こちらの方も該当するものではございません。

続きまして、計画の認定により、申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるものであり、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営が期待できるものであることという項目がございますが、こちらの方につきましては、すべての項目につきまして、先ほど読み上げさせていただきましたところでございます。③から⑥でございますが、すべての項目につきまして、現状の分析及び目標設定と、その解決策が示されておりまして、効率的かつ安定的な農業経営が期待できるというものでございます。以上から認定につきましては問題のないものと判断するものでございます。以上です。

【議長】

はい。この件について、ご審議願います。意見ありませんでしょうか。

【林委員】

あの。

【議長】

はい。

【林委員】

あの、私あんまりわからないんですけど、こういう、〇〇〇〇とかいろいろな機材、それを買った上で、まだ目標所得が、〇〇万。可能なんですか。

【議長】

可能やねんやろ。

【林委員】

面積からしてみたら、大した面積でないじゃないですか。規模とか

【山口委員】

面積は〇町〇反やったら。

【林委員】

他でいっぱいやってはるわけですか。

【山口委員】

まあ、現場見に行ってもろたらすぐわかりますわ。

【林委員】

え、僕はちょっとどなたに聞いていいのかわかれへんから、委員長に聞きますけど。

【議長】

今のね、説明してくれはったら。

【山口委員】

よろしいか。

【議長】

区域の方ですから。

【山口委員】

えーっとね。〇〇周りは全部、あのコンクリートで、えーっと〇〇のようにしてあるんですよ。

【林委員】

はい、はい。

【山口委員】

それで、〇〇終わったら全部耕して、そこに水を入れて、〇をみんな持って帰ってくる。

【林委員】

あ、〇〇もされてるんですか。

【山口委員】

そうです、そうです。〇〇とこれと、〇〇は全部そないしてる、はい。

【林委員】

はあ、2回分けてつこうてはる。

【山口委員】

そうです、そうです。米で言うたら二毛作みたいなもんです。

【林委員】

はあ、はあ。そうでしょうね、これだけの面積で〇作っても、たいして収入ないですもんね。

【山口委員】

だから全部、その作物も全部二毛作のような形でやっておられます。

【林委員】

なるほど。

【山口委員】

だからものすごい忙しい、みんな腰をやられてます。

【林委員】

わかりました。はい。別にわからなかったから聞いただけで。

【山口委員】

私はあの〇〇ですんで。

【林委員】

わかりました。

【議長】

他にご意見ございませんか。この件に関して。他にはないと認めまして、以上で、日程第 9、議案第 17 号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件は意見なしのことを、関係部局に回答いたします。

日程第 10 に入らせていただきます。

日程第 10、議案第 18 号、開発行為許可の可申請に対する意見具申の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 10、議案第 18 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件。番号 1、申請者住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地が、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他〇筆でございいます。申請目的が〇〇〇〇、用途地域が〇〇〇〇でございいます。

【議長】

はい。この開発行為の許可申請に対する意見具申の件を事務局から説明願います。

【事務局】

はい、議長。

ご説明をさせていただきます。申請地は〇〇〇〇から〇〇を挟んで〇側へ約〇〇メートルのところにある農地で、令和〇年〇月の〇日に生産緑地が解除されています。用途地域は、〇〇地域です。本件は〇〇を建築する予定でございます。申請地の周辺は、既に宅地化されており、北側及び東側は〇〇〇〇、南側は〇〇〇〇が建っております。また西側、〇〇でございますが、〇〇に面してございます。周辺に農地がないため、転用につきまして、特に影響がない旨を、現地調査にて確認をさせていただいておるものでございます。以上です。

【議長】

はい。この件ですね、この件について事務局より説明願います。あ、すいません。審議願います。ご意見ありませんでしょうか。

<意見なしの声>

ありがとうございます。意見ないものと認め、日程第10、議案第18号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件は、意見なしのことを関係部局に回答いたします。

はい。ありがとうございます。以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

午後2時55分 終了

以上の事実と相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 平尾 吉伸

委員 古川 勇

令和7年 第10回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	×
5	平尾 吉伸	◎	14	林 登	○
6	古川 勇	◎	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	○	16	田中 隆夫	○
8	南口 浩	○	17	宮崎 行俊	×
9	西田 博文	○	18	大野 一博	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子
事務局次長 横 関 真 人